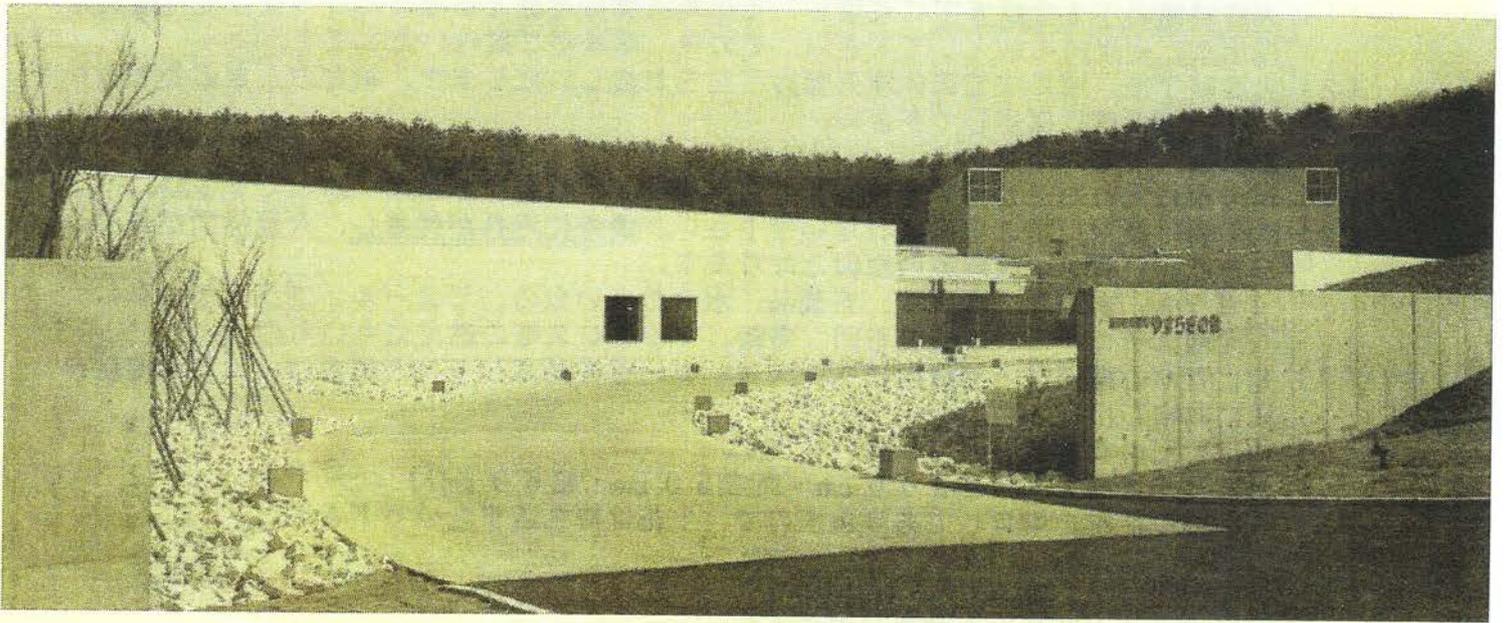


笠間広域斎場 やすらぎの森

施設利用のご案内



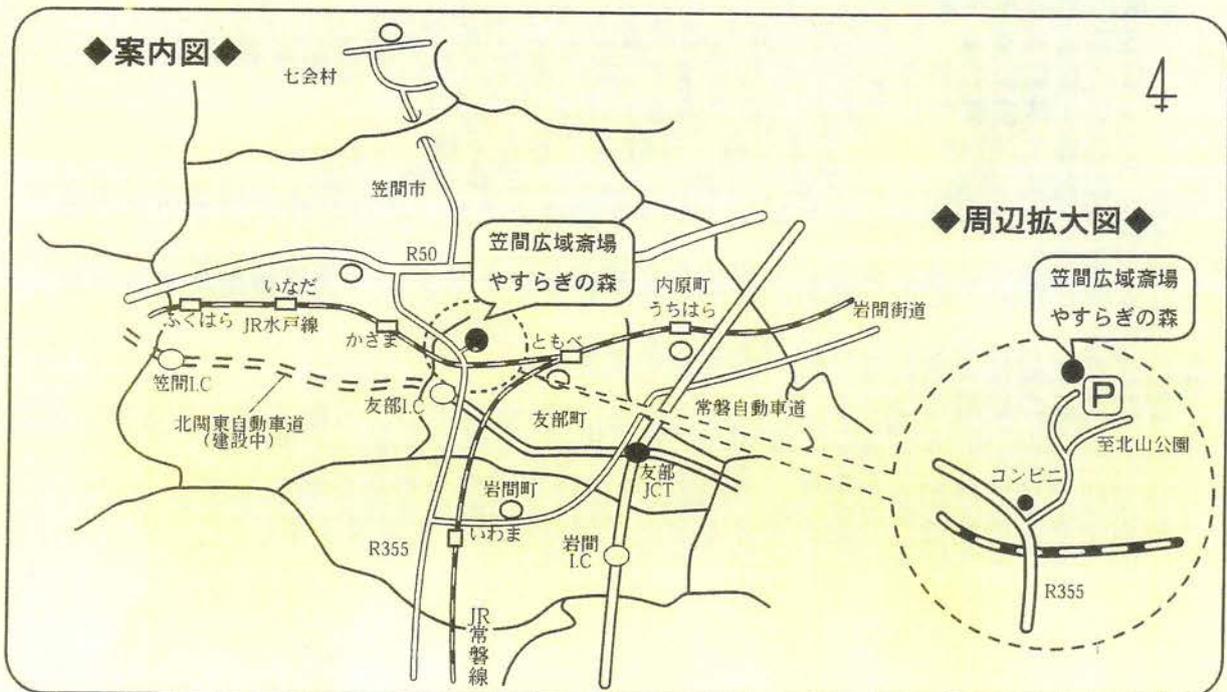
笠間広域斎場 やすらぎの森

〒309-1611 笠間市笠間4669

TEL 0296-72-7011 FAX 0296-72-9273

笠間地方広域事務組合

〔構成市町村〕 笠間市・友部町・岩間町・内原町・七会村



■火葬場の使用について■

1. 火葬の申込み手続

(1) 笠間広域斎場 やすらぎの森へ直接電話にて予約申込みをして下さい。

(24時間受付) TEL 0296-72-7011

火葬時刻 午前 9時・9時30分・10時

午後 1時・1時30分・2時・2時30分

◎希望の時間を指定して下さい。

(2) その後、居住地の市町村住民課等窓口へ死亡届を提出すると、死体埋火葬許可証が発行されますので、火葬当日必ず斎場へご持参下さい。

2. 火葬当日の手続

(1) 火葬時刻の15分前までに来場し、死体埋火葬許可証と斎場使用許可証を受付職員に提出し、使用料を納入して下さい。その後、係員がご案内いたします。

(2) 火葬終了後、収骨室で死体埋火葬許可証をお渡しいたします。納骨のとき必要となりますので大切に保管して下さい。

3. 火葬に当たっての注意

(1) 棺の中に入れたドライアイス・化学防臭剤は、出棺前に必ず取り除いて下さい。

(2) 次の物は絶対に棺の中に入れて下さい。焼骨に汚れが付着し、火葬時間が長くなったり、火葬炉の故障等の原因となります。

【ガラス、瀬戸物、金物類、石製品、水分の多いもの、ビニール、プラスチック、発泡スチロール、厚めの布団、書籍、マットレス等の燃えにくいもの。】

(3) 死亡者が心臓病などで体内にペースメーカー等を使用していた場合は、火葬の前に係員にお申し出下さい。

(4) 棺は下記のサイズ以内でお願いします。

【棺サイズ最大(長さ200cm・高さ50cm・幅60cm)】

(5) 火葬場に造花を用意してありますので、生花は持ち込まないで下さい。

■待合室の使用について■

1. 火葬時刻の30分前から準備ができます。

2. 待合室での湯茶等の接待は「セルフサービス」で行って下さい。

(茶器類は、待合室に備付けてあります。)

3. 飲食物の持込はできますが、衛生管理に十分注意し利用者の責任でお願いいたします。

4. 使用後の片付け・清掃等は、利用者の責任において行って下さい。

5. 場内の備品は丁寧に扱って下さい。万一、破損又は損害を与えた場合は、弁償していただきます。

■式場の使用について■

1. 式場の申込み手続

(1) 笠間広域斎場 やすらぎの森へ直接電話にて予約申込みをして下さい。なお、当式場は式場施設の貸出しのみを行います。霊柩車等については葬祭業者にお申込み下さい。

(24時間受付) TEL 0296-72-7011

お通夜 時刻 午後6時・6時30分・7時

告別式 時刻 午前11時・12時・午後1時・2時

◎希望の時間を指定して下さい。1日2組までです。ただし特大式場使用の場合は1日1組です。

(2) 式場を電話予約後、斎場にて申込み手続をして下さい。式場使用許可証を発行いたします。

(3) 式場使用料は申し込む時にお支払ください。

2. 告別式場の使用について

(1) 1室100名用(小式場)と200名用(大式場)の2室ですが、可動式間仕切を外し300名用(特大式場)としても使用できます。(小式場+大式場の料金)

(2) 使用時間は3時間以内です。(準備、片付けの時間を含めた時間です。)

使用できる時間は、午前9時30分～午後4時30分までです。

- (3) 備付けの祭壇をご使用下さい。
仏式・神式・正宗式・キリスト教式の4種類を用意できますが、特殊な祭壇（生花祭壇等）についてはご相談下さい。
- (4) 式場を使用する場合は、必ず前日までにご来場し、打合せを行って下さい。
（申請者又は式の責任者、葬祭業者に依頼した場合は葬祭業者）
- (5) 外飾りは禁止です。内盛かごは3対（6基）以内、生花は5対（10基）以内といたします。また、酒類等の供物は禁止いたします。

3. お通夜式場の使用について

- (1) 1室100名用（小式場）と200名用（大式場）の2室ですが、可動式間仕切を外し300名用（特大式場）としても使用できます。（小式場+大式場の料金）
- (2) 使用時間は3時間以内です。（準備、片付けの時間を含めた時間です。）
使用できる時間は、午後5時～午後9時までです。
- (3) ご遺体でも、ご遺骨でも使用できますが、お通夜終了後は霊安室に安置するか引取りとなります。

■ 清め室の使用について ■

- 1. 1室50名用の2室ですが、特大式場使用の場合は可動式間仕切を外し100名用としても使用できます。（2室分の料金）
- 2. 清め室での湯茶等の接待は「セルフサービス」で行って下さい。
（茶器類は、清め室に備付けてあります。）
- 3. 飲食物の持込はできますが、衛生管理に十分注意し利用者の責任をお願いいたします。
- 4. 使用後の片付け・清掃等は（遺族控室も同じ）、利用者の責任において行って下さい。
- 5. 場内の備品は丁寧に扱って下さい。万一、破損又は損害を与えた場合は弁償していただきます。

■ 休場日 ■

- 1. 1月1日から1月3日まで
- 2. 友引の日
- 3. 管理者が特に必要と認めた日

■ その他 ■

- 1. 施設内での飲食また喫煙は、決められた場所をお願いいたします。
- 2. 施設内では香典や貴重品等の保管には十分ご注意下さい。
- 3. 職員に対する酒・心付けは固くお断りいたしますのでご協力下さい。
- 4. 各施設の使用により発生したゴミ等は、利用者の責任においてお持ち帰り下さい。
- 5. ご不明な点は、職員におたずね下さい。

■ 使用料 ■

1. 火葬室使用料

区 分	単 位	使 用 料	
		区 域 内 住 民	区 域 外 住 民
1 3 歳 以 上	1 体	7,000円	50,000円
1 3 歳 未 満	1 体	3,000円	25,000円
死 胎 児	1 体	2,000円	20,000円
身 体 の 一 部	1 体	2,000円	20,000円
改 葬 遺 体	—	2,000円	20,000円
産 汚 物	段ボール1個につき	1,000円	20,000円

※ 段ボール1個とは1辺の長さがそれぞれ30cm以内の紙箱をいう。

2. 待合室等使用料

区 分	単 位	使 用 料		超過料金(1時間ごと)	
		区域内住民	区域外住民	区域内住民	区域外住民
待 合 室 (1室につき)	2時間	3,000円	10,000円	1,000円	2,000円
霊 安 室 (1棺につき)	24時間	3,000円	30,000円	—	—

- 【備 考】
1. 区域内住民とは、死亡者又は申請者(葬儀を執行する者)が組合市町村(笠間市、友部町、岩間町、内原町、七会村)のいずれかの住民基本台帳に記載されているか、又は外国人登録原票に登録されている者をいう。
 2. 区域外住民とは、上記以外の者をいう。
 3. 霊安室の超過料金が24時間に満たない場合は、24時間とする。

3. 式場等使用料

区 分	単 位	使 用 料			
		区域内住民	区域外住民		
式 場	小 式 場 (100人用)	葬 儀	1回	30,000円	90,000円
		通 夜	1回	30,000円	90,000円
	大 式 場 (200人用)	葬 儀	1回	50,000円	150,000円
		通 夜	1回	50,000円	150,000円
	清 め 室		1回	5,000円	15,000円
	遺体保存霊安室		1回	5,000円	15,000円

- 【備 考】
1. 通常は、小式場と大式場で使用しますが、可動式間仕切りを外し、300人用としても使用できます。(小式場+大式場の料金)
 2. 式場を使用する際は、遺族控室が1室使用できます。
 3. 通夜振る舞いは、清め室をご利用下さい。

◆平面図◆

